

別紙4（セキュア・リモートアクセスの規定）

第1条（本サービス規定の適用）

このセキュア・リモートアクセスの規定は、Master' sONE の基本サービスとしてサービスメニュー セキュア・リモートアクセス（以下「本サービス」といいます。）が提供される利用契約に対して適用されます。

第2条（サービスの制限）

セキュア・リモートアクセス（セキュア・インターネット VPN-ワイヤレスを除きます。）は、契約者が Master' sONE IP-VPN、Ether-VPN およびセキュア・リモートアクセスのうちセキュア・インターネット VPN-ワイヤレスの利用契約（以下「主契約」といいます。）を締結している場合に限り、別紙3に規定する各サービスメニューの種類を提供いたします。セキュア・リモートアクセスのみの利用申込は出来ません。

2 セキュア・リモートアクセス（セキュア・インターネット VPN-ワイヤレスを除きます。）は、契約申込時に契約者が指定した主契約の Master' sONE サービスでのみ使用することができるものとします。

3 主契約が解除された場合は、主契約に紐づくすべてのセキュア・リモートアクセス（セキュア・インターネット VPN-ワイヤレスを除きます。）は解除されるものとします。

4 ワイヤレス VPN 接続サービスおよびセキュア・インターネット VPN-ワイヤレスが当社から提供される場合には、当社が定める「モバイル接続サービス利用規約」に基づいて提供します。ワイヤレス VPN 接続サービスおよびセキュア・インターネット VPN-ワイヤレスを利用する場合、このセキュア・リモートアクセスの規定のほか「モバイル接続サービス利用規約」が適用されます。

5 ワイヤレス VPN 接続サービスおよびセキュア・インターネット VPN-ワイヤレスで利用する端末機器のうち SIM カードは前項に定めるモバイル接続サービス利用契約に基づき提供されたものに限定されます。

6 本サービスの契約の申込みを行うにあたり、契約者は当社が契約者のネットワーク内に当社が選定した回線終端装置を設置することを了承するものとします。なお、これらの装置は、利用規約第7条に定める当社設備に該当します。

7 契約者のネットワーク内に設置した当社の回線終端装置については、当社の都合により、その種類を変更することがあります。

8 当社が設置した回線終端装置については、契約者の申し出以外に、当社の都合により回線終端装置の設定内容を変更する場合があります。

9 当社が設置した回線終端装置については、当社の従業員または当社が委託するネットワーク技術者が設定を行います。

10 当社は、契約者が当社の回線終端装置に対して当社の許可なく設定変更等を行ったことにより発生したいかなる損害に対しても責任を負わないものとします。

第3条（利用 IP アドレス）

契約者が本サービスで利用出来る IP アドレスは、RFC1918 で規定されるプライベートアドレスまたは社団法人日本ネットワークインフォメーションセンタ（以下「JPNIC」といいます。）等の機関から正規に割り当てられたグローバルアドレスに限ります。

第4条（サービスの利用）

本サービスは、契約者が契約者の端末とネットワーク接続装置またはインターネットへ接続してデータ通信を行うサービスです。

- 2 当社は、常時接続、最高速度および帯域については保証しません。
- 3 本サービスの利用は、契約者の社内ネットワークでの利用に限ります。

第5条 (ユーザ ID)

当社は、契約者からの申請に基づいて、PPP 認証に必要となる1つのユーザ ID およびネットワークパスワードを定めます。

- 2 契約者は、前項のユーザ ID を同時に複数使用して本サービスを利用することはできません。
- 3 契約者は、第1項のユーザ ID 以外を使用して本サービスを利用することはできません。
- 4 第1項のネットワークパスワードを5回連続して誤って入力した場合は、対応する第1項のユーザ ID は使用できなくなる場合があります。
- 5 サービス識別子は、当社が指定します。
- 6 当社は、ワイヤレス VPN 接続サービスおよびセキュア・インターネット VPN-ワイヤレスについて、第1項のネットワークパスワードを定め、契約者にはこれを通知しません。

第6条 (回線終端装置の紛失等)

当社が設置した回線終端装置を紛失(盗難による場合も含み、以下同じとします。)破損した場合、契約者は当社にただちにその旨を通知し、加入者回線変更の申込みを行うこととします。

- 2 契約者は、回線終端装置が紛失、破損、その他当社に返送できない場合には、その原因を問わず別表1 (Master' sONE 料金表-セキュア・リモートアクセス-) 第4表第1で定める損害金を当社に支払うものとします。

第7条 (回線終端装置の返却)

本サービス解約時または本サービス提供終了時に当社が設置した回線終端装置を当社指定する方法で当社が指定する期日までに当社の指定する場所に送付して返却するものとします。なお、返却にかかる費用は契約者負担とします。

- 2 前項で定める期限までに回線終端装置が返却されない場合は、前条(回線終端装置の紛失等)第2項の規定が適用されます。

第8条 (端末機器およびネットワーク接続装置の提供)

ワイヤレス VPN 接続サービスおよびセキュア・インターネット VPN-ワイヤレス接続サービスは端末機器およびネットワーク接続装置を当社からレンタル提供いたします。IP-WARP 接続サービスはネットワーク接続装置を当社からレンタル提供いたします。当社以外から提供された機器での接続はできません。

- 2 当社は1つの利用契約につき1台のネットワーク接続装置をレンタルします。
- 3 端末機器およびネットワーク接続装置は当社の都合により、その種類を変更する場合があります。交換の場合は、別途当社より通知いたします。

第9条 (端末機器の発送・引渡し)

当社は、契約者が申込時に指定した場所(以下「納品場所」といいます。)に当社の指定する方法により、端末機器を送付します。

- 2 端末機器の引渡しは、契約者が端末機器を受領したことにより完了します(以下、端末機器の受領完了を「引渡し」といいます)。なお、端末機器の引渡しは、本サービスの利用開始日より遅くなることを契約者は承諾するもの

とします。

第10条（端末機器の保証）

当社は、前項に定める引渡し時において端末機器をその目的に従って利用した場合、正常に機能することのみを保証します。正常に機能しない場合には、当社は、無償にて端末機器を修理または交換します。

2 契約者が端末機器の引渡し完了日から10日以内に当社に対して不具合の通知をしなかった場合は、端末機器は正常に機能するものとみなします。

第11条（端末機器の保証期間）

端末機器の保証期間は、本サービスの最低利用期間と同一とします。端末機器の保証期間を超過した場合、次条で規定する修理および交換はすべて契約者負担にて行われるものとします。

2 端末機器の保証期間は本サービスの最低利用期間やその他契約締結に関わらず、最大で3年となります。

3 端末機器の保証期間終了前に第15条に定める提供終了が生じた場合、前項にかかわらず、端末機器の保証期間は端末機器の提供終了日で終了するものとします。

第12条（端末機器の修理および交換）

当社は端末機器の保証期間内において、端末機器を本来の目的に従った使用をしていたにもかかわらず故障した場合には、当社負担で端末機器の修理または交換を行います。ただし、次の各号に定める故障の場合は、契約者の負担で端末機器の修理または交換を行うものとします。

- (1) 契約者の過失による破損、および水濡れによる故障または損傷
- (2) 落下等による故障または損傷
- (3) 不当な修理や改造または異常電圧に起因する故障または損傷
- (4) 使用中に生じた傷、汚れなど外観上の変化
- (5) 火災、地震、水害、落雷、などの天災地変ならびに水没などによる故障または全損
- (6) 故障の原因が端末機器以外にある場合
- (7) 消耗部品の交換・仕様変更など

2 前項ただし書に定める契約者負担で端末機器の修理または交換を行う場合の費用（以下「修理交換費用」といいます。）は、当社から発送する代替機の別表1（Master's ONE 料金表-セキュア・リモートアクセス-）初期費用を端末機器の修理交換費用とします。なお、故障機と代替機の機種が異なる場合、代替機の初期費用を端末機器の修理交換費用とします。

3 端末機器のうちSIMカードを契約者の責めに帰すべき事由により故障した場合に発生する修理交換費用は、当社が定める「モバイル接続サービス利用規約」の規定に従うものとします。

4 当社からの代替品到着後、28日以内に契約者からの端末機器の送付が行われない場合、当該端末機器は紛失したものとみなします。

第13条（端末機器の紛失等）

端末機器の紛失（盗難による場合も含み、以下同じとします。）破損した場合、契約者は当社にただちにその旨を通知するものとし、端末機器がある場合には、通知後、速やかに当社に端末機器を送付するものとします。当社は、当該端末機器の代替品を速やか発送します。当社からの代替品到着後、28日以内に契約者からの端末機器の送付が行われない

場合は、端末機器は紛失したものとみなします。

2 端末機器が代替品に変更される場合、端末機器の電話番号・シリアルナンバー等が変更となります。変更になった情報は別途当社が定める方法により通知します。

3 端末機器の代替品は、同一機種に限るものとします。別機種への交換は、契約者の申込みに応じて、契約者負担にて行うものとします。ただし、当社の都合により代替品を同等品とした場合にはこの限りではありません。

第14条（端末機器の返却）

本サービス解約時または本サービスもしくは端末機器の提供終了時に契約者負担にて端末機器を当社の指定する方法で14日以内に当社の指定する場所に送付して返却するものとします。なお、返却にかかる費用は契約者負担とします。

2 前項で定める期限までに端末機器が返却されない場合は、端末機器が紛失したものとみなします。

第15条（端末機器の提供の終了）

当社は、端末機器について、事前に通知することにより、その提供を終了できるものとします。

2 提供終了を通知した場合、端末機器は、次のいずれかの扱いとします。

- (1) 前条に基づき、契約者は当社に端末機器の返却を行う。
- (2) 当社は端末機器を現状有姿で契約者に無償譲渡する。

（この場合、当社は端末機器の所有権を契約者に移転することとしますが、譲渡対象の端末機器について、品質の保証、トラブル、第三者からの苦情等その他、何ら責任を負わないものとします。）

- (3) 当社が指定する新たな機種への利用申込みをし、新機種との交換を行う。

（契約に関わる諸費用は契約者負担とします。）

3 契約者は提供終了日までいずれかを選択するものとします。なお、契約者がいずれの意思表示も行わない場合、当社が上記いずれかの対応を選択できるものとします。

4 提供の終了については、当社が指定する提供終了日の3ヶ月前までに通知するものとします。

第16条（ネットワーク接続装置の紛失等）

ネットワーク接続装置の紛失（盗難による場合も含み、以下同じとします。）、破損した場合、契約者は当社にただちにその旨を通知し、ネットワーク接続装置変更の申込みを行うこととします。

2 契約者は、ネットワーク接続装置が紛失、破損その他当社に返却できない場合には、その原因を問わず別表1（Master's ONE 料金表-セキュア・リモートアクセス-）第4表第2で定める損害金を当社に支払うものとします。

第17条（ネットワーク接続装置の返却）

本サービス解約時または本サービス提供終了時にネットワーク接続装置を当社指定する方法で1か月以内に当社の指定する場所に送付して返却するものとします。なお、返却にかかる費用は契約者負担とします。

2 前項で定める期限までにネットワーク接続装置が返却されない場合は、前条（ネットワーク接続装置の紛失等）第2項の規定が適用されます。

第18条（責任分界点）

次の各号で定めるサービスの責任分界点は、次の各号のとおりとします。

- (1) リモートクライアント接続サービスおよび、NNCS IP PrivateService ダイアルアップクライアント接続サービス

ス、SuperEBN リモートクライアント接続サービスでは、当社のアクセスポイントに設置されるネットワーク接続装置とします。

(2) 「FOMA」接続サービスでは、当社と当該電気通信事業者とは、当社が設置するネットワーク接続装置と当該電気通信事業者の設置するネットワーク接続とを接続するものとし、当社の責任分界点は当社の設置するネットワーク接続装置とします。

(3) IP-WARP 接続サービスでは、ネットワーク接続装置までとします。また、インターネット部分に関しては対象外とします。

(4) ワイヤレス VPN 接続サービスおよびセキュア・インターネット VPN-ワイヤレス接続サービスでは、当社が指定する提供するネットワーク接続装置は当社が契約するデータ通信網で接続されるものとし、責任分界点は当社より提供するネットワーク接続装置までとします。

(5) プロトコルフリー型接続サービスでは、当社のアクセスポイントに設置されるネットワーク接続装置とします。

(6) データコネクト接続サービスでは、当社のアクセスポイントに設置されるネットワーク接続装置とします。

第19条（各サービスメニューの提供条件）

契約者は、次に記載する各サービスメニューの提供条件を了承するものとします。

サービスメニュー	提供条件
リモートクライアント接続サービス NNCS IP PrivateService ダイアルアップクライアント接続サービス SuperEBN リモートクライアント接続サービス	<ol style="list-style-type: none"> 1 電話回線もしくは ISDN 回線のご契約が必要です。 2 ユーザ ID は、当社指定のサービス識別子を利用させていただきます。
「FOMA」接続サービス	<ol style="list-style-type: none"> 1 株式会社 NTT ドコモが提供する「FOMA」のご契約が必要です。 2 ユーザ ID は、当社指定のサービス識別子を利用させていただきます。 3 「FOMA」を利用でき株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモのサービス種類は当社が指定します。
IP-WARP 接続サービス	<ol style="list-style-type: none"> 1 タイプ1、タイプ2、タイプA およびタイプ+MR はインターネット回線のご契約が必要です。 2 タイプ3、タイプ4、タイプF はインターネット回線を当社経由で提供いたします。 3 タイプ1、タイプ2 およびタイプA は利用するプロバイダによって、本サービスが利用できない場合があります。
プロトコルフリー型接続サービス	<ol style="list-style-type: none"> 1 インターネット回線もしくは携帯電話のご契約が必要です。 2 モバイル付加機能「機体認証サービス」を利用する場合は、以下の提供条件が追加となります。 <ol style="list-style-type: none"> (1) 付加料金の加算 (2) 最低利用期間の設定 (3) 最低契約 ID 数の設定
ワイヤレス VPN 接続サービス	<ol style="list-style-type: none"> 1 「FOMA」を利用できるワイヤレス VPN 接続サービスは当社が指定します。

	<p>2 WAN 側に付与される IP アドレスは当社指定のものとなり、契約者の指定ができないものとします。アドレスブロックは、契約者が指定した「ご利用想定数」をもとに当社が割り当てを実施いたします。IP アドレスおよびアドレスブロックは、別途当社の指定する方法により通知いたします。</p> <p>3 アドレスブロックの大きさは契約者の利用状況により、当社にて変更します。変更した場合には別途当社の指定する方法により通知いたします。</p> <p>4 契約者のパソコンと当社より提供するネットワーク機器を接続して契約者のネットワーク内でのデータ通信を行うことを想定しております。これ以外の場合は、利用を制限する場合があります。制限を行う場合は当社が別に定める方法により通知します。</p> <p>5 本サービスの利用には、別途「モバイル接続サービス」の利用契約の締結が必要です。</p> <p>6 本サービスでは「モバイル接続サービス」の利用規約に定めるサービスメニューのうちデータ通信 SIM カードが利用できます。</p>
セキュア・インターネット VPN-ワイヤレス接続サービス	<p>1 「Xi」を利用できるセキュア・インターネット VPN-ワイヤレス接続サービスは当社が指定します。</p> <p>2 WAN 側に付与される IP アドレスは当社指定のものとなり、契約者の指定ができないものとします。アドレスブロックは、契約者が指定した「ご利用想定数」をもとに当社が割り当てを実施いたします。IP アドレスおよびアドレスブロックは、別途当社の指定する方法により通知いたします。</p> <p>3 アドレスブロックの大きさは契約者の利用状況により、当社にて変更します。変更した場合には別途当社の指定する方法により通知いたします。</p> <p>4 契約者のパソコンと当社より提供するネットワーク機器を接続して契約者のネットワーク内でのデータ通信を行うことを想定しております。これ以外の場合は、利用を制限する場合があります。制限を行う場合は当社が別に定める方法により通知します。</p> <p>5 本サービスの利用には、別途「モバイル接続サービス」の利用契約の締結が必要です。</p> <p>6 本サービスでは「モバイル接続サービス」の利用規約に定めるサービスメニューのうちデータ通信 SIM カードが利用できます。</p>
データコネクタ接続サービス	<p>1 ひかり電話のご契約が必要です。</p>

第 20 条（セキュア・リモートアクセスモバイル付加機能（PPP_Plus）の制限）

セキュア・リモートアクセスモバイル付加機能は、契約者が主契約を締結している場合に限り提供します。本付加機能のみの利用申込みはできません。

第21条（セキュア・リモートアクセスのモバイル付加機能（PPP_Plus）の提供条件）

契約者は、次に記載する各サービスメニューの提供条件を了承するものとします。

サービスメニュー	提供条件
ワンタイムパスワードアクセスサービス	<ol style="list-style-type: none"> 1 使用するワンタイムパスワードカードは当社が別に定めるところにより提供します。 2 ユーザ ID は、当社指定のサービス識別子を利用させていただきます。 3 ワンタイムパスワード用アクセスポイント設定が必要となります。 4 IP-WARP 接続サービス、プロトコルフリー型接続サービス、ワイヤレス VPN 接続サービス、セキュア・インターネット VPN-ワイヤレス接続サービスでは利用できません。
発信番号アクセスサービス	<ol style="list-style-type: none"> 1 1 ユーザ ID に対し最大 3 番号を指定していただきます。 2 アクセス回線は ISDN/PHS/携帯電話に限ります。 3 ユーザ ID は、当社指定のサービス識別子を利用させていただきます。 4 IP-WARP 接続サービス、プロトコルフリー型接続サービス、ワイヤレス VPN 接続サービス、セキュア・インターネット VPN-ワイヤレス接続サービスでは利用できません。
認証時固定 IP アドレス付与サービス	<ol style="list-style-type: none"> 1 ユーザ ID は、当社指定のサービス識別子を利用させていただきます。 2 ワイヤレス VPN 接続サービス、プロトコルフリー型接続サービス、セキュア・インターネット VPN-ワイヤレス接続サービスでは利用できません。
強制切断サービス	<ol style="list-style-type: none"> 1 別途特約を締結いただきます。 2 10 分単位で強制切断時間を指定していただきます。 3 IP-WARP 接続サービス、ワイヤレス VPN 接続サービス、プロトコルフリー型接続サービス、セキュア・インターネット VPN-ワイヤレス接続サービスでは利用できません。
無通信時間監視サービス	<ol style="list-style-type: none"> 1 10 分単位で無通信切断時間を指定していただきます。 2 IP-WARP 接続サービス、ワイヤレス VPN 接続サービス、プロトコルフリー型接続サービス、セキュア・インターネット VPN-ワイヤレス接続サービスでは利用できません。
DNS アドレス付与サービス	<ol style="list-style-type: none"> 1 プライマリ DNS、セカンダリ DNS 各 1 つとします。 2 IP-WARP 接続サービス、ワイヤレス VPN 接続サービス、プロトコルフリー型接続サービス、セキュア・インターネット VPN-ワイヤレス接続サービスでは利用できません。
ワンタイムパスワード用アクセスポイント設定	<ol style="list-style-type: none"> 1 ワンタイムパスワードアクセスサービスを併用いただきます。 2 ユーザ ID は、当社指定のサービス識別子を利用させていただきます。 3 IP-WARP 接続サービス、ワイヤレス VPN 接続サービス、プロトコルフリー型接続サービス、セキュアインターネット VPN-ワイヤレス接続サービスでは利用できません。

指定プールアドレス設定サービス	<ol style="list-style-type: none"> 1 ユーザ ID は、当社指定のサービス識別子を利用させていただきます。 2 IP-WARP 接続サービス、プロトコルフリー型接続サービス、プロトコルフリー型接続サービス、ワイヤレス VPN 接続サービス、セキュアインターネット VPN-ワイヤレス接続サービスでは利用できません。
-----------------	---

第 2 2 条（モバイル付加機能（セキュア・リモートアクセス（プロトコルフリー接続型サービス））の制限）

モバイル付加機能は、契約者が当社とプロトコルフリー型接続サービス契約を締結している場合に限り提供します。モバイル付加機能のみの利用申込はできません。

第 2 3 条（モバイル付加機能（セキュア・リモートアクセス（プロトコルフリー接続型サービス））の提供条件）

契約者は、次に記載する各サービスメニューの提供条件を了承するものとします。

サービスメニュー	提供条件
ワンタイムパスワードアクセスサービス	<ol style="list-style-type: none"> 1 使用するワンタイムパスワードカードは当社が別に定めるところにより提供します。 2 ユーザ ID は、当社指定のサービス識別子を利用させていただきます。
DNS アドレス付与サービス	1 プライマリ DNS、セカンダリ DNS 各 1 つとします。
機体認証サービス	1 利用端末 1 台につき、証明書 1 枚をインストールいただきます。
アクセスフィルタサービス	1 最大 10 ポリシを指定していただきます。

第 2 4 条（技術的事項）

その他技術事項は「Master' sONE サービス仕様書」の通りとします。